

森のイノベーションラボFUJINO利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、森のイノベーションラボFUJINO（以下「森ラボ」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとします（以下「本利用規約」という。）。

(目的及び設置場所)

第2条 中山間地域における多様な働き方の支援や関係人口の創出等に結び付く取組の促進を目的とし、藤野総合事務所会議室棟2階及び3階にテレワークの拠点として森ラボを設置します。

(市及び運営者)

第3条 森ラボは、アーキタイプ株式会社・一般社団法人藤野エリアマネジメントが構成する企業連合「アーキタイプ・藤野エリアマネジメント企業連合」（以下、総称して「運営者」という。）が相模原市（以下「市」という。）から藤野総合事務所会議室棟などを借り受け、運営を行います。

2 運営者はコミュニティマネージャー及びコミュニティガイドを設置します。コミュニティマネージャー及びコミュニティガイドは、利用者の利用手続きや、利用者同士の交流促進を担います。

(管轄部署)

第4条 市における森ラボの担当は緑区役所地域振興課が担います。

(施設)

第5条 森ラボの施設は次のとおりとします（以下、総称して「本施設」という。）。

- (1) 受付
- (2) 2階 森ラボ COWORKING（正式名称は、「コワーキングスペース（2階）」）
- (3) 3階 森ラボ OFFICE（正式名称は、「サテライトオフィス（3階）」）
- (4) 会議室
- (5) PERSONAL BOOTH（正式名称は、「個室」）
- (6) 給湯室
- (7) 便所
- (8) 駐車場

(開設時間)

第6条 森ラボの開設時間は、午前8時30分から午後7時までとします。

2 ただし、森ラボの運営上、臨時に開設時間を変更することがあります。

(休所日)

第7条 森ラボの休所日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）とします。

2 ただし、森ラボの運営上、臨時に休所日を変更し、又は休所日以外の日に休館することがあります。

(利用者)

第8条 本施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、12歳以上（中学校、高等学校、各種学校通学者含む）とし、その者の活動が次の各号のいずれにも該当しないものとします。また、利用者はコミュニティマネージャー、コミュニティガイドの指示に従うものとします。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とするもの

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの

(4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)の利益となるもの

(6) 森ラボの運営を妨げるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、市又は運営者のいずれかが不適當と認めるもの

(利用者登録)

第9条 利用者が初めて森ラボを利用する場合は、本施設内に設置する受付にて利用者登録を行うものとします。この登録者をオープン会員と呼称します。また、このうち、25歳以下で大学、各種専門学校、高等学校、中学校等に通う者を学生会員と呼称します。

2 利用者は利用者登録をもって、本利用規約を遵守することに同意したものとみなします。

3 利用者の個人情報は、運営者が以下の目的に限り利用します。目的外で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものとします。

(1) 本利用規約に基づき森ラボの運営を円滑に行うため

(2) 森ラボで開催するイベント情報やその他森ラボに関する情報を利用者にお知らせするため

4 利用者の個人情報は、関係法令に基づき厳重に管理し、森ラボの運営が終了した場合はメールの送受信歴も含めて破棄します。

5 利用者の区分についての判断は運営者が行うものとします。

(施設の利用範囲及び利用料金)

- 第10条 本施設はオープン会員登録を行うことで、3階森ラボ OFFICE を除く、2階 森ラボ COWORKINGを、1 DAY利用として1回1,100円(税込)又は会議室2時間利用と合わせて1回1,600円(税込)、またはPERSONAL BOOTH Bの長時間利用3,000円(税込)で利用できるほか、運営者が指定する曜日・時間に無料で利用することができます。ただし、無料で利用できる曜日・時間は時期に応じて変更するものとし、その情報は森ラボwebサイトにて告知します。
- 2 複合機等設備の利用やイベント参加の際に、利用者に実費を負担いただくことがあります。
 - 3 本施設でイベントを開催することがあります。イベントの準備や開催のために、施設・設備の一部が利用できないことや、大きな音が発生することがありますが、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。
 - 4 本施設の、3階森ラボ OFFICE (会議室含む) 及び2階 森ラボ COWORKING (契約ロッカー含む) を有料で常時利用できる正会員、法人会員制度、及び会員規約は別途定めます。

(設備、什器、備品等の利用)

第11条 本施設内の設備については、以下の通り利用することができます。

- (1) wifi 無料で利用することができます。
- (2) 複合機 コピー・出力をモノクロ10円、カラー30円で利用することができます。
- (3) ロッカー 本施設を利用する当日の開設時間に限り無料で利用することができます。日を跨いで利用することはできません。ただし、次のような物は保管できません。

ア 揮発性、爆発性などのある危険な物

イ 可燃性の物(マッチなど)

ウ 生き物

エ 臭気を発する物

- (4) 冷蔵庫 本施設を利用する当日の開設時間に限り利用することができます。日を跨いで利用することはできません。
- 2 ロッカー及び冷蔵庫の利用に際し、保管物の破損、変質、紛失、盗難などについて、市、運営者は一切の責任を負わないものとします。
- 3 利用者が出したゴミ等の廃棄物は、利用者の責任で廃棄するものとします。

(利用の制限及び利用登録の抹消)

- 第12条 市及び運営者は、利用者の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、森ラボの利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用者登録を取り消すことがあります。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を得た事実が明らかになったとき
- (4) 法令、条例、規則及び本利用規約に違反したとき
- (5) 反社会的勢力の利益になるとき
- (6) 他の利用者に不利益が生じる恐れや迷惑行為があるとき
- (7) 臭気の強い食べ物の持込や、過度の飲酒等で、他の利用者に迷惑をかけているとき
- (8) 市又は運営者が行う森ラボの運営上、必要な指示に従わないとき
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、森ラボの運営上支障があると運営者が認めたとき

(利用年齢による制限)

第13条 満12歳に満たない者（小学生以下の者）が森ラボを利用する場合は、成人（満18歳以上）の同伴が必要です。

- 2 ただし、利用者登録は行わないものとし、また大声や、施設内での挙動等で、他の利用者からの苦情等がある場合は、利用をご遠慮いただくことがあります。
- 3 学生会員は学業や仕事、プロジェクトに関する利用のみとします。大声を出したり、施設内での挙動等で、他の利用者からの苦情等がある場合は、利用をご遠慮いただくことがあります。

(建物、設備等破損時の費用負担)

第14条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、森ラボの建物、設備、什器、備品等を破損し、又は滅失したときは、その原状回復に必要な修理・交換に係る費用を負担しなければなりません。

(賠償責任)

第15条 利用者の故意又は過失により、市、運営者、他の利用者、又はその他の第三者に損害を与えた場合は、利用者は、運営者に対して直ちにその旨を通知する責任があります。また、これによって生じた一切の損害を賠償しなければなりません。

(免責事項)

第16条 次に掲げる事由により利用者が被った損害について、市、運営者はその責を負いません。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他の市、運営者の故意又は重過失に該当しない事由
- (2) 他の利用者やその他の第三者の責めに帰すべき事由
- (3) 利用の制限、停止又は利用登録の抹消
- (4) 森ラボを利用して行う利用者の自主的な活動中の事故

(不可抗力による契約の消滅)

第17条 天変地異その他の市、運営者及び利用者の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本利用規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本利用規約は終了します。これにより市、運営者、又は利用者の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

(情報管理)

第18条 利用者は、森ラボが、不特定多数が利用する施設であり、利用者に限らず、第三者との間でも絶えず会話や情報交換がなされることを十分に理解し、自らの責任で情報を管理しなければなりません。万が一、利用者の情報が漏洩した場合でも、市、運営者は一切その責任を負いません。

(プライバシー等)

第19条 利用者は、森ラボの利用中に、他の利用者が、秘匿したい旨明示した情報や、性質上秘匿したいと考えることが通常である情報を知った場合、当該利用者のプライバシー等に十分配慮し、当該利用者の許可なく、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ホームページ又はブログその他手段の如何によらず、第三者に開示し又は公開しないものとします。

(駐車場)

第20条 利用者は、森ラボ専用駐車場を利用することができるものとします。ただし、駐車台数に限りがあるため、駐車できない場合は近隣の民間駐車場を利用するものとします。

2 利用料は、1回200円（税込）とします。

3 利用を希望する者は、受付で駐車場利用証の交付を受けるものとします。

4 車両の破損、変質、紛失、盗難などについて、市、運営者は一切の責任を負わないものとします。

5 道路への駐車、近隣の契約していない月極駐車場、関係者用駐車場の利用は行わないものとします。

(反社会的勢力の排除等)

第21条 利用者又は利用者の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。)は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 運営者は、利用者登録をした者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、利用

者登録を抹消することができます。

- (1) 前項の確約に違反したとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力が利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、市、運営者、運営スタッフに対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

(規約の改定)

第22条 本利用規約は運営者が必要と判断した場合、内容が変更されることがあります。なお、変更の際には、運営者から利用者へのwebでの通知等を行います。運営者に故意又は重過失がある場合を除き、変更に伴う責任を運営者は一切負わないものとします。

(合意管轄)

第23条 市、運営者及び利用者は、本利用規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて横浜地方裁判所相模原支部又は相模原簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

(規約外事項)

第24条 本利用規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、運営者及び利用者は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。利用者は、本利用規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することのないよう、森ラボが円滑に運営を行えるように運営者と協力し合うものとします。

(利用及びサービスの終期)

第25条 森ラボの施設としての運用が終了したときに全ての利用、及びサービスが終了します。終了時には1年前に利用者に対して、告知を行います。そのことによる損害賠償等の一切に応じません。

(委任)

第26条 本利用規約に定めるもののほか、森ラボの運営に必要な事項は別に定めるものとします。

附 則

この利用規約は、令和4年4月1日から施行します。

附 則

この利用規約は、令和4年8月1日から施行します。

附 則

この利用規約は、令和5年4月1日から施行します。

附 則

この利用規約は、令和6年1月1日から施行します。

附 則

この利用規約は、令和7年1月1日から施行します。

附 則

この利用規約は、令和7年7月1日から施行します。